

(別表3) 工事監査実施一覧

対象局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数 (件)	対象金額 (百万円)
		実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
総 務 局 令和5.9.8 ～令和5.9.21	・東京都防災行政無線帯木山中継所(4)鉄塔局舎解体撤去工事 ・東京都災害対策本部室(3)通信設備移設工事	25 11 (44.0%)	436 345 (79.1%)
財 務 局 令和5.4.21 ～令和5.6.14	・東京都しごとセンター(3)改修工事 ・東京都東村山福祉園(2)改築電気設備工事	351 110 (31.3%)	123,728 63,811 (51.6%)
主 税 局 令和5.4.17 ～令和5.4.19	・東京都千代田都税事務所(3)エレベーター改修工事 ・東京都江東都税事務所(3)便所改修工事	102 14 (13.7%)	1,164 424 (36.4%)
生活文化スポーツ局 令和5.9.25 ～令和5.9.29	・令和4年度海の森水上競技場改修工事 ・有明アーバンスポーツパーク(4)新築工事	63 37 (58.7%)	3,012 2,872 (95.4%)
都 市 整 備 局 令和5.6.9 ～令和5.6.14	・新宿駅西口駅前広場南北ロータリー暫定工事(3新宿-2) ・舗装工事及びび路路築造工事(3晴五-1)	196 28 (14.3%)	16,750 3,353 (20.0%)
住宅政策本部 令和5.5.8 ～令和5.6.13	・都営住宅31H-114東(六田区東糀谷六丁目)工事 ・都営住宅30H-102東(足立区新田一丁目)給水衛生設備工事	599 114 (19.0%)	125,789 55,022 (43.7%)
環 境 局 令和5.4.17 ～令和5.4.21	・令和4年度第一排水処理場門扉等改修工事 ・令和4年度第三排水処理場プラント設備(電気)改修工事その2	113 31 (27.4%)	2,849 1,651 (57.9%)
福 祉 局 (旧福祉保健局) 令和5.9.8 ～令和5.9.29	・疾病対策課立川分室(R4)改修工事 ・東京都監察医務院(R4)空調湿度設備改修工事	234 29 (12.4%)	4,640 1,992 (42.9%)
保 健 医 療 局 (旧福祉保健局) 令和5.9.8 ～令和5.9.29			
産 業 労 働 局 令和5.2.9 ～令和5.2.16	・東京国際フォーラム(4)ホールA舞台装置改修工事 ・御前山林道開設工事	223 27 (12.1%)	4,803 1,847 (38.5%)
中央卸売市場 令和5.1.26 ～令和5.2.2	・食肉市場(3)市場棟北側冷蔵庫ほか改修工事 ・豊洲市場設備運転管理業務委託	563 69 (12.3%)	17,085 5,435 (31.8%)

対象局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数 (件)	対象金額 (百万円)
		実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
建 設 局 令和5.9.1 ～令和5.9.25	・箱根ヶ崎陸橋(4)鋼けた製作・架設工事その2 ・境川金糸調節池工事その2	4,245 196 (4.6%)	463,208 223,876 (48.3%)
港 湾 局 令和5.2.3 ～令和5.2.20	・令和3年度東京夢の島マリナー浮銭橋改修工事 ・新砂水門(再整備)(4)建設工事	870 90 (10.3%)	66,321 19,153 (28.9%)
東 京 消 防 庁 令和5.1.18 ～令和5.1.25	・東京消防庁蒲田消防署空港分署庁舎(2)改築工事 ・指令管制システム運用保守業務委託	679 89 (13.1%)	25,585 10,785 (42.2%)
交 通 局 令和5.1.10 ～令和5.1.17	・浅草線泉岳寺駅改良土木工事(その1) ・大江戸線車両の製造	935 103 (11.0%)	183,824 104,664 (56.9%)
水 道 局 令和5.5.16 ～令和5.5.30	・北区昭和町三丁目地内から荒川区荒川四丁目地先間配水本管(800mm～500mm)新設工事(シールド工事) ・朝霞浄水場排水処理所機型加圧脱水機等更新工事	1,864 180 (9.7%)	551,905 169,619 (30.7%)
下 水 道 局 令和5.4.21 ～令和5.6.15	・小松川第二ボンプ所建設その13工事 ・葛西水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	2,908 194 (6.7%)	783,405 252,119 (32.2%)
教 育 庁 令和5.2.3 ～令和5.2.16	・都立小台橋高等学校(3)改修及び新築工事 ・都立科学技術高等学校(2)空調設備改修工事	879 69 (7.8%)	28,138 7,015 (24.9%)
警 視 庁 令和5.10.2 ～令和5.10.6	・警視庁単身者待機寮王子警察署王子寮(31)改築工事 ・警視庁丸の内警察署庁舎(31)改築電気設備工事	932 76 (8.2%)	69,766 22,262 (31.9%)
島 し ょ 令和5.6.19 ～令和5.6.28	・令和3年度伊豆諸島ケーソン製作工事(その2) ・大里一ノ沢砂防工事(その7)	1,175 115 (9.8%)	44,037 15,293 (34.7%)
合 計	対象：2兆5,164億余円(1万6,956件) 抽出：9,615億余円(1,582件) (実施金額率：3.8.2%, 実施件数率：9.3%)	16,956 1,582 (9.3%)	2,516,455 961,549 (38.2%)

(注1) 対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。

(注2) 実施件数及び実施金額欄の() 書きは、それぞれ実施率を表している。

(注3) 島しょの工事監査対象局は、総務局(大島支庁、八丈支庁)、財務局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

(別表4) 大規模工事等監査実施一覧

対象局	実施工事	事業計画等	実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
財務局	・東京都江戸東京博物館(4)改修工事 ・都立立川地区チャレンジスクール(仮称)(3)新築工事 ほか	・第三次主要施設 10 かん年維持更新計画 ・都立高校改革推進計画・新美施計画 (第二次) ほか	8	35, 085
建設局	・環2地下トンネル (仮称) 及び築地換気所 (仮称) ほか築造工事 (27 ー環2築地工区) ・下高井戸調節池工事 ほか	・第三次事業化計画 ・神田川流域河川整備計画 ほか	12	184, 103
東京消防庁	・東京消防庁国分寺消防署庁舎 (2) 改築工事 ・東京消防庁赤羽消防署志茂出張所庁舎 (仮称) (2) 改築工事	・第二次主要施設 10 かん年維持更新計画	2	2, 665
交通局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良 (駅工区) 土木工事 ・浅草線泉岳寺駅改良 (引上線工区) 土木工事 ほか	・経営計画 2022	4	20, 881
水道局	・上北沢給水所 (仮称) 配水池及びポンプ棟築造並びに送・配水管 (1350 mm～900 mm) 新設工事 ・三郷浄水場常用自家発電設備整備工事 ほか	・東京水道経営プラン 2021 ・東京水道施設整備マスタープラン ほか	29	99, 095
下水道局	・江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その2工事 ・南部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築その2工事 ほか	・経営計画 2021 ほか	50	173, 618
警視庁	・警視庁志村警察署庁舎 (30) 改築工事	・第二次主要施設 10 かん年維持更新計画	1	8, 040
合計			106	523, 492

(注) 実施件数、実施金額については、別表3の実施件数、実施金額を含む。

(別表5) 大規模工事等監査報告書

(1) 事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【下水道局 (汚泥焼却)】

＜総括＞
下記対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な点は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事業名	南部スラッジプラント汚泥焼却関連事業
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業目的	汚泥焼却炉の更新整備にあたり、エネルギー・地球温暖化対策を推進することで、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を削減し、環境負荷の少ない都市の実現に貢献する。
対象工事 (契約金額)	①南部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築その2工事 (62億7, 000万円) ②南部汚泥処理プラント汚泥脱水設備その8工事 (22億1, 100万円) ③南部汚泥処理プラント汚泥焼却電気設備再構築その3工事 (19億9, 100万円)

＜南部スラッジプラント汚泥焼却関連事業に関する事業計画等の概要＞

経緯	平成26年6月「スーパートプラン2014」 平成28年2月「経営計画2016」 平成29年3月「アースプラン2017」 令和3年3月「経営計画2021」 令和5年3月「アースプラン2023」
基本的な考え方	南部スラッジプラントに下記2点を満足するエネルギー自立型焼却炉を導入することで、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を削減する。 ・廃熱を活用した発電により、必要な電気を自給 (①、③工事) ・水分量を一層削減した脱水汚泥で、燃焼温度の高温化を図り補助燃料 (都市ガス) が不要 (①、②工事)
計画期間	着手：平成28年度～令和2年度 (経営計画2016) 完成：令和3年度～令和7年度 (経営計画2021)
事業概要 (主な設備)	・脱水汚泥供給設備 (脱水ケーキ定量フラインダ、脱水ケーキ供給ポンプ) ・汚泥焼却炉 (汚泥焼却炉：300t/日、始動用ガスバーナ、ガスガン) ・熱交換設備 (流動空気予熱器、熱媒ヒータ) ・送風機設備 (流動ブロワ、誘引ブロワ、バーナファン) ・灰処理設備 (ろ過式集塵装置、灰移送コンベヤ、灰ホツパ、灰投入装置) ・排ガス処理設備 (排煙処理塔) ・発電設備 (発電機ユニット：1, 288kW) ・汚泥脱水機 (超低含水率汚泥脱水機) ・電気設備 …………… (②工事) …………… (③工事)

＜着眼点ごとの監査結果＞	
着眼点	監査結果（令和5年）
・事業は計画に則した施設となっているか	・水分量を一層削減した脱水汚泥により、焼却炉の補助燃料（都市ガス）が不要であることを承諾図書（注）及び聴取調査により確認した。 ・廃熱を活用した発電により、焼却炉の運転に必要な電気を自給できることを承諾図書及び聴取調査により確認した。 ・発電した電気が焼却炉で利用できる電気設備となっていることを設計図書及び聴取調査にて確認した。
・設備の信頼性が確保されているか	・設備の試験については、各機器の単体試験、電気設備と機械設備との組合せ試験及び設備全体の総合的な機能を確認するための実負荷試験を実施する計画である。その試験に必要な期間を確保していることを工程表及び聴取調査により確認した。 ・海外製発電機機体の部品は、販売代理店による供給体制が構築されており、消耗部品、長納期となる部品等は、国内に在庫を確保していることを聴取調査により確認した。
・計画期間と整合が図られているか	・発電機が故障した場合でも買電（電力会社からの電気）により、汚泥の焼却処理を継続できることを設計図書及び聴取調査により確認した。 令和2年度に工事着手し、令和6年度に完成予定であることを工程表、聴取調査及び現場調査にて確認した。

【参考】過年	
着眼点	監査結果（令和3年）
・事業は計画に則した施設となっているか（①工事が該当）	今回導入する汚泥焼却炉では、廃熱を活用した発電機が設置されており、運転が必要とする電気が自給できることを、設計図書及び聴取調査にて確認した。
・効果的にエネルギーや温室効果ガスを削減する運転計画となっているか（①工事が該当）	稼働時は発電による電気の自給が常に行えるよう、本事業で設置する汚泥焼却炉を優先的に定格能力（300t/日）で運転する計画であることを、聴取調査にて確認した。
・計画期間と整合が図られているか（①、②工事が該当）	令和2年度に工事着手し、令和6年度に完成予定であることを、工程表及び聴取調査にて確認した。

（注）承諾図書
受注者が発注者の承諾を得るために提出する設備の詳細図、計算書等を含む図書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により、令和5年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月12日

東京都監査委員 鈴木 章 浩
東京都監査委員 小山 くにひこ
東京都監査委員 茂垣 之雄
東京都監査委員 松本 正一郎
東京都監査委員 後藤 靖子

公の施設の指定管理（利用者ニーズに応える施設の管理運営）

第1 監査の概要

1 監査の目的

都では、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「福祉のまちづくり条例」という。）をはじめ、様々な条例（注1）、法律の制定、改正を受け、バリアフリー、ユニバーサルデザイン（注2）のまちづくりを進めている。「未来の東京」戦略においても、「段差のない社会」の実現が掲げられ、ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組を強化するとされている。

このため、都が保有する各種施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」に焦点を当て、指定管理者により管理運営されているこれらの施設が、バリアフリー等の視点から、利用者ニーズに込えているかについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第7項により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

（注1）高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号。以下「建築物バリアフリー条例」という。）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号。以下「障害者差別解消条例」という。）、東京都手話言語条例（令和4年東京都条例第110号。以下「手話言語条例」という。）など

（注2）年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げること

2 監査の対象等

(1) 監査の対象

監査対象施設及び監査対象局は表1のとおり23施設、7団体、5局である。

(表1) 監査対象施設及び監査対象局（注1）

施設		団体（指定管理者）	局
スポーツ関連施設	有明テニスの森公園テニス施設	有明テニス・マナープロジェクト（代表団体：東京港埠頭株式会社）	生活文化スポーツ局
	東京体育館	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（代表団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）（注2）	
	東京武道館	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（代表団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）（注2）	

霊園及び公園	青山霊園	公益財団法人東京都公園協会	建設局
	谷中霊園		
	雑司ヶ谷霊園		
	染井霊園		
	多磨霊園		
都営住宅	高井戸公園	公益財団法人東京都公園協会	住宅政策本部
	白鷺東アパート		
	枝川一丁目第2アパート		
	桐ヶ丘アパート		
	桐ヶ丘一丁目アパート		
	西台一丁目アパート		
	双葉町アパート		
	双葉町第2アパート		
	高ヶ坂第2アパート		
	本曾森野第1アパート		
見本市・展示会施設	国立北三丁目第2アパート	公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局
	東京街道アパート		
	東京都立産業貿易センター浜松町館		
	東京都立産業貿易センター台東館		
	東京都立多摩産業交流センター		

（注1）上記のほか、指定管理者制度の所管局として総務局を対象とする。

（注2）東京体育館、東京武道館の指定管理者は、いずれも公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（代表団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）であるが、構成団体が一部異なることから別団体として扱っている。

(2) 監査の対象範囲

ア 主として、令和4年度の指定管理業務を対象とし、必要に応じて指定管理者の募集・選定に係る事務も対象とした。

イ 指定管理者に対する業務委託についても必要に応じて対象とした。

(3) 監査の着眼点

- ア 利用者の視点に立ったサービスの提供ができているか
- (ア) 利用者への情報の提供・発信を適切に行っているか
- (イ) オンライン申請等のデジタル技術等を活用したサービスや手続が推進されているか
- イ 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか
- (ア) ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組（東京2020オリンピック・パラリンピック

ク競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けた施設整備を含む。）が行われているか （イ）高齢者、障害者、子供、外国人、LGBTQ など、利用者の多様性を踏まえた配慮がされているか ウ 利用者施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営か （ア）利用者サービスの検証・分析やサービス向上に向けた取組が行われているか （イ）利用状況の向上に向けた取組が行われているか エ 施設の管理運営が適切に行われているか （ア）協定及び事業計画等に沿ってサービス及び業務管理が適切に提供されているか （イ）利用者の安全確保や都の事業・施策を踏まえた管理運営が適切に行われているか	（4） 監査の手順 ア 参考施設調査 見本市・展示会施設については、主に、事業者の業務活動に利用されており、個人等の利用が中心の他の施設とは、施設利用者の特性が異なる。このため、他の地方公共団体が指定管理者制度により運営する同種の施設の現地調査や運営状況に関するヒアリング等による調査等を行い、施設の整備やサービスの提供状況等を都や都の指定管理者の取組状況と比較検討を行うなど、実地監査を行う上での参考とした。 イ 実地監査 事前に徴した対象施設の事務事業に係る書類、資料等を調査するとともに、実地監査を行い、対象施設の現地踏査、現地での資料の確認を踏まえ質疑応答を行った。なお、各施設のバリアフリー対応の状況、見本市・展示会施設に関するサービス提供のあり方等を中心に監査専門委員の助言を受けた。															
3 指定管理者制度について （1） 目的 平成15年9月施行の地方自治法改正により、「指定管理者制度」が導入された。本制度により、それまで、地方公共団体の出資法人等のみが管理してきた「公の施設」（注）を広く民間の団体に行わせることが可能になった。本制度は、民間のノウハウを活用することで、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、「公の施設」の設置目的を効果的に達成することを目的としている。 （注） 住民の福祉を増進する目的をもって、都など地方公共団体が設置し、住民の利用に供する施設をいう。	（2） 制度の概要 都では、指定管理者の選定から管理運営の実施、さらにはその評価までを一貫した体系として整備したものととして、「東京都指定管理者制度に関する指針（令和5年3月13日改正 総務局）」を定めている。本指針によれば、指定管理者の選定から、管理運営状況の評価までの流れは、表2の各過程のとおりであり、各過程の概要は、次のとおりである。 （表2） 指定管理者制度の主な流れ <table><tr><th colspan="2">過程</th><th>項目</th></tr><tr><td rowspan="4">ア</td><td>指定管理者の選定</td><td>① 所管局による募集要項等の作成 ② 応募事業者による事業計画の作成 ③ 所管局による事業計画の評価・指定管理者（候補）の選定 ④ 議会の承認</td></tr><tr><td>協定の締結</td><td>① 所管局と指定管理者による基本協定の締結 ② 所管局と指定管理者による年度協定の締結</td></tr><tr><td>年度計画の作成</td><td>指定管理者による事業計画における提案等が的確かつ具体的に反映された計画の作成</td></tr><tr><td>事業報告及び調査等</td><td>① 指定管理者による管理業務又は経理の状況に関する報告 ② 所管局による調査等の実施、指導及び監督</td></tr><tr><td>オ</td><td>評価</td><td>① 一次評価（所管局） ② 二次評価（外部委員のみからなる評価委員会）</td></tr></table> ア 指定管理者の選定 指定管理者の選定は、広く民間のノウハウを活用し競い合いの中で最も適切な事業者を指定管理者候補者として選定することを基本としており、公募によることが原則である。 都が作成する募集要項等によって、指定管理者が行政に代わって行う公の施設の管理業務の範囲と権限、責任区分などの具体的な内容が明確に定められている。 事業者は、募集要項等に基づき、事業計画を作成し、管理業務を遂行する上での事業者独自の創意工夫や利用者サービス向上のための取組、管理業務以外で施設を活用して施設の価値を向上させるために自ら実施する事業など、積極的な提案を行う。こうした事業計画の評価により候補者に選定された事業者は、議会の承認を受けて指定管理者となる。 イ 協定の締結 指定管理者と事業開始に当たって締結する協定には、基本協定（注1）と年度協定（注2）があり、業務の内容や指定管理料の額等、管理運営に関する詳細な事項を確定する。 （注1） 指定管理期間を通じた事項を定める。 （注2） 各年度の管理運営に関する事項を定める。 ウ 年度計画の作成 指定管理者は、年度計画（注3）を、当該事業年度開始前に作成しなければならず、その内容は、選定時の事業計画における提案等が的確に反映され、かつ、所管局があらかじめ示	過程		項目	ア	指定管理者の選定	① 所管局による募集要項等の作成 ② 応募事業者による事業計画の作成 ③ 所管局による事業計画の評価・指定管理者（候補）の選定 ④ 議会の承認	協定の締結	① 所管局と指定管理者による基本協定の締結 ② 所管局と指定管理者による年度協定の締結	年度計画の作成	指定管理者による事業計画における提案等が的確かつ具体的に反映された計画の作成	事業報告及び調査等	① 指定管理者による管理業務又は経理の状況に関する報告 ② 所管局による調査等の実施、指導及び監督	オ	評価	① 一次評価（所管局） ② 二次評価（外部委員のみからなる評価委員会）
過程		項目														
ア	指定管理者の選定	① 所管局による募集要項等の作成 ② 応募事業者による事業計画の作成 ③ 所管局による事業計画の評価・指定管理者（候補）の選定 ④ 議会の承認														
	協定の締結	① 所管局と指定管理者による基本協定の締結 ② 所管局と指定管理者による年度協定の締結														
	年度計画の作成	指定管理者による事業計画における提案等が的確かつ具体的に反映された計画の作成														
	事業報告及び調査等	① 指定管理者による管理業務又は経理の状況に関する報告 ② 所管局による調査等の実施、指導及び監督														
オ	評価	① 一次評価（所管局） ② 二次評価（外部委員のみからなる評価委員会）														

した管理運営において求める水準を達成するための具体的なものである必要がある。 （注3）選定時に提出した事業計画を踏まえ、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュール等を記載した管理運営実施計画 エ 事業報告及び調査等 指定管理者に対して、所管局は施設管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 これを踏まえ、所管局は、日頃から指定管理者の業務について確認を行い、適切な指導に努める。 （フ）履行確認書 指定管理者は、履行確認書を毎月又は四半期ごとに都に提出する。所管局は、履行確認書を確認・分析し、履行状況が協定及び年度計画どおりとなっていることを検証し、改善が必要な場合は、改善のための指導・監督を行う。 （イ）事業報告書 年度終了後、所管局は、指定管理者に速やかに事業報告書を提出させ、指定管理者による管理の実態を正確に把握し、的確な管理運営状況評価に資するため、事業報告書を確認・分析する。 オ 評価 指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施等、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していく、PDCA サイクルを構築することとで、利用者サービスの向上を図っていくことを目的としている。 管理運営状況評価は、所管局による一次評価及び外部委員のみからなる評価委員会による二次評価を経た上で、総合評価により確定する。 カ その他 （ア）区分経理 指定管理業務の実施に必要な費用は、指定管理料（委託料）で措置することとなるため、都の補助対象事業等とは区分して経理しなければならない。 （イ）指定管理料の積算 指定管理業務の対価となる指定管理料は、サービスの向上と行政の効率化を図る観点から、施設の管理業務の内容を精査の上、必要な経費を計上する。 利用料金制を導入する施設やその他事業収入等から経費への繰入れを予定している施設については、管理運営に必要と見込む経費から利用料金や繰入金の見込額を控除して積算する。 （ウ）指定管理料の支払方法 指定管理料は、指定管理者の管理運営状況を履行確認書で確認するなどして、毎月又は	四半期ごとに支払うことを原則とする。 指定管理者にインセンティブを働かせるため、指定管理料は原則として指定管理者に帰属させるものである。ただし、指定管理者の性格や管理業務の特性に応じて概算私を行い、指定管理料等と経費実績額との差額の精算を行うことができる。 （エ）利用料金制 公の施設の使用料は、原則として指定管理者に帰属させることはできないが、利用料金制を採用する場合は、管理経費を上回る利用料金収入は原則として指定管理者に帰属させる。ただし、制度導入の効果としてその一定割合を都へ納付させる場合などは、その取扱いを募集要項等に明記する。 （オ）指定管理業務とそれ以外の業務との区分 指定管理者は、管理業務以外にも、都の補助事業に関する業務や、指定管理者が自主的に実施する事業に関する業務を行うことができる。これらの業務は、施設の使用許可等、所要の手続を別途経てから実施する必要がある。 また、今回の監査対象にあるように、建物が合築であること等により、共用部分の管理など他の施設や設備等に関する業務が発生する場合には、管理業務と明確に区分し、必要に応じて別途業務委託契約等を締結する。
--	--

4 関連条例等
本監査に係る主なバリアフリー等の関連条例等は表3のとおりである。

(表3) バリアフリー等の関連条例等の内容

名称	内容
・ 福祉のまちづくり条例 ・ 東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号）	ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的としている。 建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めており、施設所有者・管理者に対して、施設の新設や改修に際して基準への適合を求めている。 建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設を「都市施設」とし、この施設を所有し、又は管理する者に、整備基準への適合努力義務を課している。 また、「都市施設」のうち、規則で定める種類及び規模のものを「特定都市施設」とし、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならないとしている。 さらに、「特定都市施設」を新設又は改修（建築物においては、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。））をする際に、届出を義務付けている。 本条例に関する具体的な内容を示したものに「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」（令和5年10月改定 福祉局。以下「施設整備マニュアル」という。）がある。
建築物バリアフリー条例	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善することで、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、国が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の適用範囲を広げ、整備基準の強化を図っている。
障害者差別解消条例	障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、体制の整備（注1）並びに啓発活動（注2）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与することを目的としている。 （注1） 障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止又は解決に必要な体制の整備 （注2） 差別の解消に関して必要な啓発活動

手話言語条例

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話が必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現することを目的としている。

- 手話に対する理解の促進、手話の普及
- 手話を使用しやすい環境の整備
- 手話を用いた都政情報の発信

（都の責務）
○ 条例の目的である共生社会の実現などについて理解を深めるよう努める。

都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（令和5年3月改訂 総務局。以下「一時滞在施設の運営マニュアル」という。）

国が示したガイドライン等で明示された施設運営の指針をもとに、都立施設における一時滞在施設利用の際、平常時及び発災時等の各段階における一時滞在施設の運営の手順等を示したマニュアル。これにより、発災後の迅速な一時滞在施設の開設と円滑な運営を実現することを目的としている。
このマニュアルは、一時滞在施設がそれぞれの施設の実情に応じた「運営計画」（注3）を策定する際の取組の指針を示している。
（注3）一時滞在施設の運営計画であり、各施設における、平時に準備すべき事項と災害時の具体的な運用の計画

5 監査期間

令和5年9月4日から令和6年2月1日まで
実地監査期間は、表4のとおりである。

(表4) 実地監査期間

区分	監査の対象	実地監査期間
団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（代表企業：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）など7団体、23施設	令和5年9月6日から同年10月20日まで
局	生活文化スポーツ局など5局	令和5年9月4日から同年10月25日まで

第2 監査の結果

1 結果の概要

本監査では、指定管理者により管理運営されている各種施設が、バリアフリー等の視点、利用者ニーズに据えているかという視点等から、指定管理者の取組について、現場確認を基本として利用者の立場に立った多面的な検証を行った。また、指定管理者制度等に関する法令、指針、募集要項等で定められている事項が遵守され、公の施設の管理運営が、指定管理者制度に従って適正、適切に行われているかについても検証を行った。

監査の結果、各施設においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、社会状況に対応しながら施設の管理運営を行っていた。個々の施設においては、スポーツ関連施設において東京 2020 大会に伴う整備によるアクセシビリティの向上が図られている事例、施設利用に当たったデジタル技術を活用した手続の導入や情報発信を行い施設利用者の利便性の向上を図っている事例、指定管理者の自発的な整備によって利用者目線に立った利便性、快適性の向上を行っている事例など、利用者サービスの向上に取り組んでいる状況が確認できた。

一方で、次のような状況が認められ、表6から表13までのとおり、4局、7団体に對し、20件の指摘、16件の意見・要望を行った（着眼点別の指摘事項等の件数は表5のとおり）。

- ・ 利用者が施設を利用するに当たって提供される情報に誤り、不足等がある。
- ・ デジタル技術等を活用したサービスや手続に対する取組状況に、一層の対応が望まれる状況がある。
- ・ ソフト・ハード面からのバリアフリーに対する対応が十分でない。
- ・ 施設利用者の特性に応じた適正、適切な対応ができていない。
- ・ 利用者サービスの向上、安全管理に向けた取組に問題がある。
- ・ 指定管理者制度等に基づく管理運営やその指導・監督の状況に問題がある。

また、今回、監査対象とした公の施設については、それぞれが管理する施設に、次のような特徴があり、それぞれ異なる施設の態様や利用者特性に応じた管理運営が行われている。

- ① 都内に散在し、多数の建物や広大な敷地を有する施設の管理をする場合（東京都霊園、東京都立公園、都営住宅）と1か所にまとまっている施設の管理をする場合（スポーツ関連施設、見本市・展示会施設）がある。
- ② 特定の利用者を対象とする施設（都営住宅）と不特定の利用者を対象とする施設（スポーツ関連施設、東京都霊園、東京都立公園、見本市・展示会施設）がある。
- ③ 建設後あるいは開設後、数十年あるいは100年以上を経ている施設（東京都霊園、東京都立産業貿易センター台東館等）と建設あるいは改築して間もない施設（高井戸公園、東京都立産業貿易センター浜松町館、東京都立多摩産業交流センター）がある。
- ④ 直接の利用者が主に個人等（東京都霊園、東京都立公園、都営住宅）である施設と直接の利用者が主に企業・団体である施設（スポーツ関連施設、見本市・展示会施設）がある。

監査に当たっては、上記のようにそれぞれの公の施設が抱える多様な状況を踏まえ、施設利用者に対する合理的な配慮がなされているかについても考慮をした。その結果、利用者ニーズに据える施設の管理運営について、監査対象とした各施設で問題点が認められたため、指摘及び意見・要望を行ったところである。

公の施設の管理運営を行うに当たっては、社会状況の変化や多様化する施設利用者のニーズ等を踏まえ、必要とされる対応に努めるなど、不断の経営努力が求められている。局及び指定管理者は、監査の実施過程において、こうした期待に応え、施設の管理運営を行っている状況も認められた。

局及び指定管理者には、引き続き、利用者ニーズを的確に捉えた施設の管理運営水準の維持を図るとともに、指摘及び意見・要望を付した内容を踏まえ、日々の創意工夫、PDCAサイクルの運用による必要な見直し等を通じ、適時、適切に業務内容の検証、改善を行い、更なる利用者サービスの向上及び行政の効率化を図っていくことを求める。

また、今回の監査結果を受け、監査対象となった施設だけでなく、他の施設においても、バリアフリー等の視点から、多様な利用者に対するサービスを提供する体制を整えることによって、全ての人が平等に施設を利用できる環境の更なる整備、改善が進められることを期待し監査報告とする。

（表5） 指摘事項及び意見・要望事項の着眼点別件数

（単位：件）

着眼点	件数（注）
（1） 利用者の視点に立ったサービスの提供ができているか	8
ア 利用者への情報の提供・発信を適切に行っているか	6
イ オンライン申請等のデジタル技術等を活用したサービスや手続が推進されているか	2
（2） 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか	15
ア ソフト・ハード面からのバリアフリーの取組（東京 2020 大会に向けた施設整備を含む。）が行われているか	8
イ 高齢者、障害者、子供、外国人、LGBTQ など、利用者の多様性を踏まえた配慮がされているか	7
（3） 利用者施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営か	3
ア 利用者サービスの検証・分析やサービス向上に向けた取組が行われているか	1
イ 利用状況の向上に向けた取組が行われているか	2
（4） 施設の管理・運営が適切に行われているか	10
ア 協定及び事業計画等に沿ってサービス及び業務管理が適切に提供されているか	4
イ 利用者の安全確保や都の事業・施策を踏まえた管理運営が適切に行われているか	6
合計	36

（注） 複数の着眼点に該当する指摘事項及び意見・要望事項があるが、表5においては1件につき1着眼点として記載している。

2 指摘事項及び意見・要望事項の着眼点別状況

(1) 利用者の視点に立ったサービスの提供ができているか

ア 利用者への情報の提供・発信を適切に行っているか

指定管理者は、施設の利用者が快適、かつ、安全にサービスの提供を受けることができ、より多くの利用者に施設を利用してもらえよう情報の提供・発信を行う必要がある。そのため、指定管理者は、施設内の掲示、ウェブ上や印刷物等への掲載において適正、適切な情報を適時に、視認性等を意識して提供することが求められる。

そこで、利用者への情報の提供・発信の状況を見たところ、ホームページや施設における情報発信において情報が不正確あるいは不足する状況があること、また、情報提供に支障が生じている原因として社会事情に対応した基準等の改正を反映したマニュアル等の改訂が不十分であること等が認められたことから表6のとおり、指摘及び意見・要望を行った。

(表6) 指摘事項及び意見・要望事項の状況

指摘事項	件名	対象局・指定管理者	ページ
公園サイン設計の手引きを改訂し社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をすべきもの 問合せ等への対応の進捗管理を遺漏なく行うべきもの	建設局 東京都住宅供給公社		40
			51
意見・要望事項			
指定管理者におけるマニュアルの改訂について		公益財団法人東京都公園協会	42
園内マップ及び園内案内板の掲載情報について		公益財団法人東京都公園協会、建設局	43
霊園のホームページ掲載情報について		公益財団法人東京都公園協会	44
浜松町館及び台東館の利用案内等におけるフロアガイドの情報掲載について		公益財団法人東京都中小企業振興公社	64

イ オンライン申請等のデジタル技術等を活用したサービスや手続が推進されているか

指定管理者には、情報通信技術等の発展に伴う社会状況の変化に対応し、DXの推進を図ることで、施設利用者に対するサービスの提供や手続を改善し、利用に当たっての利便性を高め、負担の軽減を図る取組を推進する必要がある。

そこで、デジタル技術を活用したサービスや手続の推進状況を見たところ、指定管理者が事業計画で提案しているキャッシュレス化の実施の検討や無料Wi-Fiサービスの提供範囲の拡充が望まれる状況が認められたことから表7のとおり、意見・要望を行った。

(表7) 意見・要望事項の状況

意見・要望事項	件名	指定管理者	ページ
小口利用料金収納のキャッシュレス化について 台東館における無料Wi-Fiサービスについて		公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体 公益財団法人東京都中小企業振興公社	66
			69

(2) 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか

ア ソフトウェア画面からのバリアフリーの取組(東京2020大会に向けた施設整備を含む。)

が行われているか

指定管理者は、障害者、高齢者等が施設を利用するに当たって障害となる要素を取り除くことで、利用者の利便性の確保や利用機会の増進を図るため、施設、設備の整備、改修、修繕等を行うとともに、施設の利用者に対するサービスの提供に当たっても配慮をする必要がある。

そこで、障害者、高齢者等に対するバリアフリーの取組状況について見たところ、バリアフリー対応状況の情報提供等が不十分であること、利用に当たって不便や危険を感じる等の状況が認められたことから表8のとおり、指摘及び意見・要望を行った。

(表8) 指摘事項及び意見・要望事項の状況

指摘事項	件名	対象局・指定管理者	ページ
障スボ・ナビのバリアフリー情報を正確に登録すべきもの 公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信すべきもの 多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保すべきもの	有明テニス・マネジメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 建設局	多摩産業交流センター指定管理共同企業体、産業労働局	26
			39
			65
意見・要望事項			
障スボ・ナビの登録に係るマニュアル等の充実について		生活文化スポーツ局	27
武道館のホームページについて		公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ、生活文化スポーツ局	28
施設のバリアフリー状況について		有明テニス・マネジメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ、生活文化スポーツ局	28
公園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について		建設局	46
霊園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について		建設局	47

イ 高齢者、障害者、子供、外国人、LGBTQ など、利用者の多様性を踏まえた配慮がされているか

指定管理者には、様々な施設利用者を前提とし、その多様性を踏まえ、それぞれの利用者の特性に応じた多様な需要や安全・安心の確保等に関する対応を図ることが求められている。こうした対応に当たっては、指定管理者は、施設の状況等を考慮し、施設利用者が、より快適に安心して施設を利用することができるよう努める必要がある。

そこで、施設における利用者の多様性を踏まえた配慮について見たところ、設備の活用がされていない、あるいは、利用者への配慮や修繕対応が十分でない状況等が認められたことから表9のとおり、指摘及び意見・要望を行った。

(表9) 指摘事項及び意見・要望事項の状況

指摘事項	件名	対象局・指定管理者	ページ
外国人等の情報アクセシビリティを進めるため、多言語放送システムを積極的に活用すべきもの	有明テニス・マナーマネジメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	29	
定期点検で不具合が認められた遊具について仕様書に基づき適切に対応すべきもの	東京都住宅供給公社、住宅政策本部	53	
定期点検の結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの	東京都住宅供給公社	53	
定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による日常点検を適切かつ効果的に行うべきもの	東京都住宅供給公社	54	
修繕未対応遊具の修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図るべきもの	東京都住宅供給公社	54	
意見・要望事項			
窓口における聴覚障害者への対応について	有明テニス・マナーマネジメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ、生活文化スポーツ局	30	
霊園における授乳室について	公益財団法人東京都公園協会	45	

(3) 利用者施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営か

ア 利用者サービスの検証・分析やサービス向上に向けた取組が行われているか

指定管理者は、施設の設置目的に従った管理運営が行われ、施設利用者の利便性の向上が図られているかを確認する手段としてアンケート調査等を行い利用者の状況、ニーズ等を把握する必要がある。また、これらの情報を活用し、PDCAサイクルを通じて、一層のサービスの向上や経営改善につなげる必要がある。

そこで、利用者サービスの検証・分析の取組を見たところ、アンケート調査の対象の拡大

など、利用者サービスの検証・分析について、より一層の取組が望まれることから表10のとおり、意見・要望を行った。

(表10) 意見・要望事項の状況

意見・要望事項	件名	指定管理者	ページ
利用者のサービスの検証・分析の取組について	公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体		67

イ 利用状況の向上に向けた取組が行われているか

指定管理者は、公の施設の設置目的を達成するため、利用者サービスの向上、行政の効率化を図ることが必要である。このため、指定管理者は、経営努力を重ねることで、施設の認知度や利用者の満足度を高めることや施設利用の需要を増進することで利用状況の向上を図ることが求められている。

そこで、施設の利用状況の向上に向けた取組状況を見たところ、茶室の利用促進に関する検討の必要性が認められたこと、インターネット接続サービスの提供のあり方について十分な検討、取組が行われていなかったことが認められたことから表11のとおり、意見・要望を行った。

(表11) 意見・要望事項の状況

意見・要望事項		対象局・指定管理者	ページ
茶室の利用促進について	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ、生活文化スポーツ局	32	
インターネット接続サービスの提供について	産業労働局	68	

(4) 施設の管理運営が適切に行われているか

ア 協定及び事業計画等に沿ってサービス及び業務管理が適切に提供されているか

事業者は、募集要項等に基づいて作成した事業計画（自主事業等を含む）の評価を受けることで候補者に選定され、議会の承認を受けて指定管理者となる。事業開始に当たって指定管理者とは、協定が締結され、事業計画に沿って指定管理者が作成した年度計画を局が承認し、それに従い、事業が実施される。局は、その実施結果に関する実績報告を受け、指定管理業務における指定管理者の管理運営状況に関する評価を行っている。また、指定管理者に対し、指定管理業務に関連する業務を委託して行わせることもある。

そこで、指定管理業務等に関する状況を見たところ、適正、適切な計画や報告が提出されていないこと、経理が適正に行われていなかったこと、事業計画で提案された事項が適正、

適切に行われていないこと、業務委託が適正に行われていなかったこと等が認められたことから表 12 のとおり、指摘を行った。

(表 12) 指摘事項の状況

指摘事項	件名	対象局・指定管理者	ページ
長期化している不適正利用案件について、対応方針を決定し、計画的に取り組むべきもの	東京都住宅供給公社		56
浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約について適正化を図るべきもの	公益財団法人東京都中小企業振興公社、産業労働局		70
多摩産業交流センターにおける指定管理業務及び業務委託の適正化を図るべきもの	多摩産業交流センター指定管理共同企業体、産業労働局		72
指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの	産業労働局		74

イ 利用者の安全確保や都の事業・施策を踏まえた管理運営が適切に行われているか

指定管理者は、災害対策などの都の施策に積極的に協力し、利用者の安全確保を図ること、また、都が示す法令・条例に基づいて適切に管理運営を行うとともに、事業者としての社会的責任を果たすことが求められている。

そこで、利用者の安全確保や社会的責任に関する状況を見たところ、災害対策に関する対応が不十分であること、施設の修繕対応が不十分であること等が認められたことから表 13 のとおり、指摘を行った。

(表 13) 指摘事項の状況

指摘事項		件名	対象局・指定管理者	ページ
一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの	有明テニス・マナージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ		33	
事業所防災計画を適切に策定し遵守すべきもの	有明テニス・マナージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ		33	
放置二輪車の廃棄手続を適正に行うべきもの	東京都住宅供給公社		57	
都営住宅の外観点検及び修繕を適切に行うべきもの	東京都住宅供給公社		58	
浜松町館の一時滞在施設の運営計画を適切に整備するべきもの	財団法人東京都中小企業振興公社		69	
台東館の災害対策上、重要な情報の記載を図るべきもの	財団法人東京都中小企業振興公社		70	

3 施設別監査結果

(1) スポーツ関連施設

ア 施設の概要

(ア) 有明テニスの森公園テニス施設

有明テニスの森公園テニス施設（以下「テニス施設」という。）は、①緑に囲まれた快適なテニス空間、②国際大会が可能なテニスコート、③子供、高齢者、家族連れで楽しめるスペースのある公園等の好条件を活かし更なる利用者の拡大を図り、また、都民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図るとともに、都民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置された。

テニス施設の運営方針は、それぞれ 1 万人、3,000 人収容の観客席を備えた「有明コロシアム」、「ショークート」の他、屋外コート、インドアコートを有効活用し、大規模大会を積極的に誘致するとともに、都民が日常的にスポーツに親しめる場を提供すること、また、「TOKYOSPORTSレガシービジョン」（令和 4 年 1 月策定。以下「レガシービジョン」という。）における「都立スポーツ施設の戦略的活用」（以下「戦略的活用」という。）の考え方を踏まえ、次のとおり運営を行うことである。

- ア 世界大会、全国大会、全都大会等の大規模な大会の場としての機能を重視し、優先して施設を提供する。
- イ 利用者の積極的な拡大及び施設稼働率の向上を図る。
- エ 体育・スポーツ及びレクリエーション利用を優先するが、施設を有効に活用するために、学術・文化活動等のための利用も認める。
- ロ 戦略的活用の 18 施設（注）のネットワークを活かした取組（発信力の強化、ニーズ対応力の強化、一体的取組によるスポーツ振興等）に協力する。

（注）東京 2020 大会を契機にバージョンアップした都立スポーツ施設であり、各施設の特性を活かし、多様な活用を推進することとしている。

テニス施設の施設概要、指定管理者が行う主な業務及び利用者人数の推移は、表 1 から表 3 まで及び図 1 のとおりである。

また、テニス施設の指定管理者については、原則、公募により選定されるが、平成 28 年度から令和 4 年度までの期間については、東京 2020 大会の開催に伴い、これまでの管理運営実績と蓄積されたノウハウを持つ現指定管理者が引き続き運営に当たることが適当であるなどとして、有明テニス・マナージメントチーム（以下「有明チーム」という。）が、特命により選定されている。

テニス施設は、東京 2020 大会の会場及び公式練習会場（テニス及び車椅子テニス）となっており、都が平成 29 年 3 月に策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき大規模改修を行っている。このガイドラインは、

国際パラリンピック委員会が定めた「IPC アクセシビリティガイド」の遵守基準や、建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例等の整備標準（遵守基準／努力基準）の水準のうち相対的に高いものを総合的に勘案して定められた基準となっている。また、障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取する「アクセシビリティ・ワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）を設置し、ワークショップで聴取した意見や要望は、可能な限り、実施設計に反映させる取組を行っている。このように、テニス施設は、障害の有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することを目指した改修が行われ、東京 2020 大会のレガシーとして引き継がれている。

また、指定管理者は、テニス競技用車椅子の貸出しや体力に自信のないシニア層等幅広い年齢層を対象とした 3 人制テニスの大会を実施し、バラスポーツの振興を行っているほか、バリアフリー研修やバラスポーツ指導員などを通じて職員のバリアフリーへの理解と対応能力の向上を継続的に図っている。

さらに、ホームページにアクセシブルルート（バリアフリー推奨ルート）を掲載し、受付等においては、車椅子使用者には車椅子に乗ったまま利用できるよう高さの低いカウンタで案内し、多言語翻訳アプリケーショソフウェアの導入を通して言語のバリアフリーを図るなどアクセシビリティの向上を図っている。

ところで、テニス施設の設置目的及び運営方針に基づき、現場確認を含めた利用者の視点での検証を行ったところ、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、利用者の視点に立ったサービスの提供及びハード・ソフト両面からのバリアフリー対応に改善が必要な点や検討が望まれる点が認められた。

生活文化スポーツ局及び指定管理者は、テニス施設の設置目的を踏まえ、更なる利用者の多様なニーズに応えた質の高いサービスの提供に努め、効果的・効率的な管理運営を行うことが求められる。

(表 1) 施設概要

所在地	東京都江東区有明二丁目2番22号
開設年月日	昭和58年5月14日
敷地	163,341.64㎡（公園全体面積） 【クラフハウス・インポートコート】 構造：地上2階（延床面積：10,110.67㎡） 主な施設：インポートコート（8面）、フロント、更衣室、シャワー室、授乳室、テニスショップ、防災備蓄倉庫 【有明コロシアム】 構造：地上4階（延床面積：28,471.52㎡） アリーナ：ハードコート1面（スライド式開閉屋根による全天候型） 観客席：10,008席（固定席9,856席、車椅子席36席、車椅子同伴者席36席、付加アメニティ席（注1）80席） 主な施設：大型映像装置2面、エレベーター、カムダウン・クールダウンスペース（注2） 【ショークート】 アリーナ：ハードコート1面 観客席：3,018席（固定席：2,910席、車椅子席36席、車椅子同伴者席36席、付加アメニティ席36席） 主な施設：大型映像装置1面、エレベーター、カムダウン・クールダウンスペース 【建物以外の施設】 主な施設：屋外コート 砂入り人工芝コート16面、ハードコート23面（ナイト照明完備）

(注 1) 車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー等何らかの理由で配慮が必要な方のために前方と片側のスペースを広くとった席

(注 2) 気持ちを静めるための部屋

(表 2) 指定管理者が行う主な業務

1	施設の提供、運営に関する業務
2	スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務
3	施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務
4	その他施設の管理運営に必要な業務

(表 3) 利用人数の推移（注）

施設	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
屋外コート及びインポートコート（団体・個人）	30,721	17,676	11,730		48,229
有明コロシアム（団体）		101,804	462	19	179,372
ショークート（団体）		34,239			18,060